日本防災士会　大阪府支部
堺ブロック　　防災誌
平成２２年度Ｎｏ.２
発行者「広報部」

◆　阪神・淡路大震災の教訓

　都市災害等の人口集中地区では、付近に空地や農地も少なく、応急の避難所となった学校などに収容できたのは、阪神大震災でも12%しかありませんでした。
　避難所を利用せざるを得ない人は、以下の方々でした。

1、火災・津波・がけ崩れなどの恐れがあり、危険な住民
2、避難命令・避難勧告が出された地区の住民
3、家が壊れたりして住むことが出来なかったり、余震で壊れる恐れがある家の住民
4、通過中・訪問中で居住するところがなく、一時避難する人

　着の身着のままの人たちが、食料も充分でなく、体力は消耗していきます。
インフルエンザが蔓延し、体育館のあかりはつけっぱなし、足音・子供のなき声、あちこちで聞こえる咳や、イビキ。
　食べるのも、着替えるのも皆の中、一瞬たりとも休まる時がありませんでした。
避難所運営規定を定めておかないと、酒や石油ストーブを持ち込む人、犬や猫を連れてくる人、お年寄りや子供より大きい人が占拠してしまう場合もあります。
　防災対策は全て事前対策からです、自治会や自主防災会で避難所運営委員会を設置して、防災訓練をしましょう。

◆　一次避難所の管理運営マニュアル「事例集」

　一次避難所は、堺市災害対策本部からの指示により、堺市の地区班員が自主防災組織の協力を得て開設されます。
　避難所の運営は、地区班員・地域の自治会及び自主防災組織との連携により行います。
　一次避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなど、管理運営体制を整備する必要がありますが、殆どの自主防災会で作成されていない状況から、日本防災士会　大阪府支部　堺ブロック作成の事例を参考にして頂ければ幸いです。